

[事案 20-5] 入院給付金等支払請求

- ・平成 20 年 5 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

告知義務違反により契約解除されたが、告知書の記載内容が分かりづらいことなどが原因であり、契約解除の取消しと入院給付金等の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 7 月に保険契約を申し込んだ際、告知書の「現在入院中、あるいは入院・手術（帝王切開や内視鏡によるものを含む）・検査（人間ドック・健康診断による検査以外の年 1 回程度の定期検査を含みます）を勧められていますか」との欄に、「いいえ」と記入した。

その後、病院において前立腺がんと診断され、同 19 年 2 月から 3 月にかけて入院し、同病院にて手術を受けた。そこで、入院給付金、手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に、保険契約を解除され保険金の支払いを拒絶された。

確かに、保険契約の直前に健康診断を受けていたが、その報告は内容が多く、医学的に理解出来ないものであった。また、告知書の質問項目が分かりづらく「人間ドック、健康診断による検査には立ち入らないで（無関係に）契約するもの」と理解し、営業担当者からも「その通りである」との回答があり、その前提のうえに契約した。

にもかかわらず、保険会社は「人間ドック、健康診断による検査には立ち入らないもの」との約定に反し、加入直前の健康診断の検査結果を理由にした告知義務違反による契約解除は不当であり納得出来ない。契約解除を取り消して入院給付金等を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、申立人の保険契約解除の取消しならびに給付金支払請求に応じることは出来ない。

- (1) 健康診断結果(前立腺がん検査を受診し、PSA 測定値 5.2ng/ml という結果を得ており、同検査結果を記載した書面で、異常値(4.1ng/ml 以上)の場合には更に詳しい検査が必要であるので、速やかに必ず泌尿器科専門医に受診すべき旨を記載した書面)の内容は、極めて平易な文章表現で記載されており、理解困難との主張は失当である。
- (2) 申立人は、「誰しも健康診断は(告知項目たる「検査」から)除外と考える」と言うが、問題にしている不告知事実は健康診断の受診ではなく、健康診断の結果で異常値とされ、さらなる精密検査を勧められていたことである。精密検査を勧められていたことが告知事項に該当することは明らかである。
- (3) 申立人は、前立腺がん治療のために入院・手術を行ったとして給付金の支払いを請求したが、加入直前の健康診断による精密検査指示の事実は明らかに告知事項に該当し、前立腺がん罹患との間にも明らかな因果関係がある。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書および告知書等にもとづいて審理した結果、保険会

社の行った本件契約の解除、入院給付金支払いの拒絶は相当であると判断した。よって、申立人の申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第40条により、裁定書に理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 告知事項欄の文言は、検査に関する必要事項を抜粋すると、「検査をすすめられていますか」というものであり、これは医学上の問題であるから、医師によって検査を勧められているかという問いであることは明白である。ただし、カッコ内において(人間ドック、健康診断による検査以外の年1回程度の定期検査を含みます)とされているので、当然の解釈として、医師により人間ドックや健康診断以外の検査を勧められているかとの問いであり、同文言は、健康診断の内容に立ち入らないとの文言とは、到底読み取れない

(2) 申立人の主張する「健康診断の内容に立ち入らない」とすることは、告知制度上不合理であるから、特段の事情がない限り営業担当者がかかる合意をしたと認定することは出来ない。申立人は当該合意の存在を証明しておらず、かつ一般的にかかる附合契約(注)である生命保険契約の特殊性から考えて、上記のような特別の合意をする場合には権限のある者が文書によってすることになるが、そのような文書は存在しない。

(注) 附合契約とは

附合契約とは、契約当事者の一方があらかじめ定めた契約条項を相手方が包括的に承認することによって成立する契約。したがって、事実上相手方はその契約条項に従わざるを得ない。生命保険契約も、大量の定型取引を行い、またその技術性、専門性ゆえに、生命保険会社があらかじめ定めた保険約款をもとに契約を締結しているわけであり、附合契約である。

(3) 本件告知書の記載は極めて平易であり、人間ドックおよび健康診断以外の医療上の検査を医師から勧められた事実がある場合には、告知事項に該当することは明白である。また、申立人の受領した「前立腺がん検査受診票」は、当該受診者の検査数値が異常値であるか否か、異常値である場合には更に詳しい検査を受けるよう勧められていることは一見して明白であることから、申立人の不告知は、故意または重大な過失によるものと認定することが出来る。